

申告会場は お間違いなく

市役所、各〔**域**・**区**〕・河内総合福祉センター会場は、市民税・県民税の申告会場です。所得税の確定申告はマロニエプラザとなりますので、お間違いのないようにお願いします。

☎市民税課 ☎(632)2233

市民税・県民税の申告は、

市役所市民税課、
各〔**域**・**区**〕へ

▶▶▶▶▶ 5ページ1参照

所得税・贈与税・消費税の申告は、

マロニエプラザへ

▶▶▶▶▶ 5ページ2参照

税の申告

税の申告相談と受け付けを行います(詳しい日程は5ページの表をご覧ください)。
申告書や収支内訳書などの提出書類は、ご本人が作成し、提出してください。(自書申告)。
また、納税は「口座振替」、還付は「口座振込」をお勧めします。

相談と申告書の受付期間

市民税・県民税、所得税
2月17日(月)～3月17日(月)

贈与税
3月17日(月)まで

個人の消費税・地方消費税
3月31日(月)まで

確定申告にはインターネットが便利です

■申告書の作成 国税庁HP <http://www.nta.go.jp>の「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書などを印刷し、そのまま提出できます。申告書用紙の交付を受けるために税務署などに出向かずに、自宅でも都合のよい時間に申告書を作ることができます。

■電子申告(e-Tax)HP <http://www.e-tax.nta.go.jp> 所得税・消費税および贈与税の申告や納税などの手続きを、インターネットで行うことができます。「e-Tax」のご利用に際しては電子証明書の取得(手数料が必要)、ICカードリーダーの購入などの事前準備が必要です。

☎宇都宮税務署 ☎(621)2151(自動音声案内)

■確定申告などの電子申請には電子証明書が必要
住基カードには、確定申告(e-Tax)などの電子申請の際に必要な電子証明書を組み込むことができます。

▽費用 電子証明書発行 500円(手数料)。
▽その他 電子証明書は、引っ越しや婚姻などにより住所や氏名に変更があると自動的に失効しますので、改めて登録手続きをしてください。

☎市民課 ☎(632)2265

市民税・県民税の申告

市民税・県民税の申告相談と受け付けの日時・会場

市民税課(市役所2階)、各申告受付会場(5ページの表1の通り)。

なお、今回より、河内総合福祉センターが追加となり、河内〔**域**〕および岡本コミュニティプラザでの受け付けはなくなりました。

■申告が必要な人 平成26年1月1日現在、市内に住んでいた人で、平成25年次に次のような所得のあった人や、所得控除を受けようとする人。

▽営業・農業・配当・地代・家賃などの所得があった。

▽給与所得者(パート・アルバイト含む)で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない。

▽市民税・県民税において医療費控除、社会保険料控除などの控除を受けようとする。

▽年金収入のみで所得税を源泉徴収されていない場合でも、源泉徴収票に記載されている控除以外に、市民税・県民税で扶養控除や社会保険料などの各種控除を受けようとする場合は必ず申告して下さい。

▽年金収入で所得税の申告をしている人は、5ページの年金所得者の確定申告不要制度も参照してください。

■所得がなかった人の申告

市民税の申告は、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営・県営住宅の家賃、保育料などの算定基礎となっています。このため、所得がなかった場合でも、なかった旨の申告をしないと、料金などの正しい算定ができません。

特に、国民健康保険に加入している世帯の人は、世帯の中に一人でも申告していない人がいると、軽減該当の判定ができません。

また、さまざまな場合に必要となる所得証明や課税証明も、申告がないと発行までに日数がかかる場合があります。

■申告をしなくてもよい人

次のいずれかに該当する人。

▽所得税の確定申告書を提出した。

▽給与所得のみで勤務先から給与支払報告書が提出される。

▽税法上の扶養親族となっている。

■混雑緩和にご協力を

市役所、各申告受付会場とも、大変混雑します。市から送付する申告書には、混雑緩和のため受付予定日を記載しています。できるだけ指定された日に申告するようお願いいたします。

また、記載済の申告書は、郵送による提出をお勧めします。

☎市民税課 ☎(632)2233

本文中に記載がないものは、原則として、対象にならない。費用は無料、申込不要。
〔**区**〕地区市民センター、〔**出**〕出張所、〔**産**〕生涯学習センター、〔**参**〕うつのみや表参道スクエア、〔**HP**〕ホームページ、〔**☑**〕Eメールアドレス、〔**域**〕地域自治センター、〔**活**〕市民活動センター

1 市民税・県民税の申告相談と受け付け

会場	日程	受付時間
市民税課 (市役所2階)	2月17日(月)~3月17日(月) ※土・日曜日を除く	午前9時~ 午後6時
	日曜日の申告相談・受け付け 2月23日(日)・3月2日(日)	午前9時~ 午後4時
上河内 域 (中里町)	2月10日(月)・12日(水)・13日(木)	午前9時~ 午後3時
河内総合福祉センター (白沢町)	3月4日(火)~7日(金)	
田原コミュニティプラザ (上田原町)	2月13日(木)・14日(金)	
平石 区 (下平出町)	2月28日(金)・3月3日(月)	
清原 区 (清原工業団地)	2月18日(火)~20日(木)	
横川 区 (屋板町)	2月24日(月)・25日(火)	
瑞穂野 区 (下桑島町)	2月20日(木)・21日(金)	
城山 区 (大谷町)	2月20日(木)・21日(金)・24日(月)	
国本 区 (宝木本町)	2月21日(金)・24日(月)	
富屋 区 (徳次郎町)	2月14日(金)・17日(月)	
豊郷 区 (岩曾町)	2月26日(水)~28日(金)	
篠井 区 (下小池町)	2月28日(金)	
姿川 区 (西川田町)	2月25日(火)~27日(木)	
雀宮 区 (新富町)	2月17日(月)~19日(水)	

所得税の申告

■所得税・贈与税・消費税の申告相談と受け付けの会場 5ページ表2の通り。

■確定申告が必要な人

▽事業所得や不動産所得などで申告納税額がある。
▽平成25年中に土地や建物、株式などを売った譲渡所得がある。
▽給与所得のある人で次のいずれかに該当する人。
①給与の収入金額が2000万円を超える②給

与の支払を1カ所から受けていて、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える③給与の支払いを2カ所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える④同族会社の役員やその親族などで、その法人から給与所得のほかに利子や賃貸料などの支払いを受けている。
ただし、平成25年中の所得が「雑損控除その他の所得控除の合計額」より少ない場合や、年末調整された給与所得だけの人は、必要ありません。

■年金所得者の確定申告不要制度 公的年金などの収入が400万円以下で、かつそれ以外の所得金額が20万円以下である場合は、医療費控除や雑損控除などによる所得税の還付を受ける場合を除いて、確定申告の必要はありません。
なお、確定申告が不要の場合でも公的年金などに係る雑所得以外の所得がある場合や、控除を受けるためには、市民税・県民税の申告が必要で

2 所得税・贈与税・消費税の申告相談と受け付け

会場	日程	受付時間
マロニエプラザ (元今泉6丁目)	2月14日(金)~3月17日(月) ※土・日曜日を除く	午前9時~ 午後4時
	日曜日の申告相談・受け付け 2月23日(日)・3月2日(日)	

※現金納付の窓口業務は行いません。
※期間中は税務署での相談は行いません。

市民税・県民税、所得税の申告に必要なもの

- ▼チェック欄 ※領収書や証明書などは平成25年中のものです
- 申告書
 - 印鑑(認印)、筆記用具、電卓
 - 給与所得および年金所得のある人は、源泉徴収票(原本)
 - 事業所得(営業、農業等)および不動産所得のある人は、収支内訳書(収入および必要経費を計算できる書類) ※青色申告の人は決算書
 - 国民健康保険料(料)、介護保険料、国民年金保険料、その他の社会保険料の支払金額がわかる書類
 - 生命保険料、地震保険料の控除証明書
 - 雑損控除、寄附金控除などの控除を受けようとする人はそれを証明できる書類
 - 医療費控除を受ける人は、領収書および明細書 ※明細書はご自身で作成してください
 - 還付金を振り込む金融機関の預貯金口座番号が分かるもの

■復興特別所得税の創設 東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源の確保のために「復興特別所得税」が創設されました。
■確定申告をする人 2月15日以前でも所得税の還付を受けるための申告をすることができ

た。復興特別所得税は、所得税額に対する付加税で、平成25年(平成49年)の各年分の基準所得税額(原則としてその年分の所得税額)に2.1パーセントの税率を掛けて計算します。平成25年(平成49年)の各年分の確定申告については、所得税と復興特別所得税を併せて申告・納税しなければなりません。
⑤ 宇都宮税務署 ☎(62) 2151 (自動音声案内)

◎この特集についての問い合わせは、市民税課 ☎(632)2233・2221・2214・2217へ。